

# 令和6年度から義務化された事項について

(居宅介護支援・介護予防支援)

1. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、令和6年度から義務化されたもの
2. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、令和6年度において、経過措置継続中 のもの
3. 令和6年度から義務化された事項の内、未実施の場合に減算となるもの

# 1. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、 令和6年度から義務化されたもの

全サービス

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 業務継続に向けた取組の強化
- (3) 高齢者虐待防止の推進



令和6年4月1日以降未実施は、基準違反

## 2. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、令和6年度において、経過措置継続中 のもの

### 居宅介護支援

#### (4) 居宅介護支援事業所の管理者要件

令和3年度介護報酬改定により、令和3年4月1日以降は、管理者となる者は、**主任介護支援専門員**であることが要件。



ただし、以下の場合、管理者要件の適用が猶予される。

- ① 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予
- ② 既に主任介護支援専門員を管理者としているが、不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合  
⇒高齢福祉課介護保険係にご相談ください

### 3. 令和6年度から義務化された事項の内、 未実施の場合に減算となるもの

全サービス

(2) 業務継続に向けた取組の強化



業務継続計画未実施減算

※経過措置あり

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、**居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。**

### 3. 令和6年度から義務化された事項の内、 未実施の場合に減算となるもの

全サービス

(3) 高齢者虐待防止の推進



高齢者虐待防止措置未実施減算

※経過措置なし